

契 第 8 号
技 管 第 25 号
経 管 第 135 号
平成 28 年 6 月 1 日

建設工事登録業者 各位

建設工事の技術者の専任に係る取扱いの改正について

財 政 部 契 約 課 長
工事・会計管理部 技術管理課長
企 業 局 経営管理課長

「建設工事の技術者の専任に係る取扱いの改正について」（平成 26 年 2 月 21 日付け）
における専任の取扱いについて、下記のとおり改めますので、適切な運用をお願いいたします。

記

1. 同一の専任の主任技術者が兼務することができる建設工事（監理技術者は適用除外）

次の条件を全て満たす工事とする。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。
- (2) 工事現場の相互の間隔（近距離）が 10km 以内の近接した場所であること。
- (3) 同一の建設業者が施工する場合であること。
- (4) 一の主任技術者が兼務することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則 2 件以内であること。

2. 同一の専任の主任技術者の兼務を認めない建設工事

次に掲げる工事については、主任技術者の兼務を認めません。

- (1) 発注課が専任を必要とする場合
- (2) 新工法を採用した工事
- (3) 施工条件が厳しい工事
- (4) 第三者に対する影響が大きい工事
- (5) トンネル・橋梁などの重要構造物工事

(6) 監理技術者の配置を要する工事

3. 主任技術者の兼務に関する手続き

(1) 主任技術者の兼務に関する条件明示について（発注者側）

発注者は、設計図書（特記仕様書等）に当該工事の配置予定技術者について、他工事の主任技術者として兼務することができる工事であるか否かを明示する。

(2) 主任技術者の兼任承認申請について（受注者側）

受注者は、次の場合には落札後速やかに兼務承認申請書（様式1）により、他発注機関等の承認を受けること。なお、他発注機関等の中には本市発注工事を含む。

- ◆ 現在、施工中の他発注機関等工事に配置している主任技術者を本市発注工事の主任技術者として配置しようとする場合で、両方又はいずれかの工事が専任制を有する工事である場合

(3) 入札前の事前審査について

希望者は、事前審査申請書（様式2）により、入札書締切日前日（休日除く。）までに兼務の可否について審査を受けることができる。（申請は、参加申請書提出締切日までとする。）事前審査の結果、兼務が認められ、その後の開札において落札した場合は、速やかに兼務承認申請書（様式1）により、他発注機関等に承認を受けること。